

# 空家のこと何でも ご相談ください!!



大田区 住宅・空家相談窓口

TEL 03-5744-1348 FAX 03-5744-1558

受付時間 8:30 ~ 17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

大田区蒲田 5-13-14 大田区役所7階



# 空家等地域貢献活用事業

区内の空家を公益的に活用する取組を進めています。空家の所有者と利用者の架け橋となり、マッチングをサポートしています。

あきらめていませんか？

古いから・・・ リフォーム代がかかるから・・・ 荷物整理が出来ていないから・・・ 売りたいはないけど貸すに貸せない・・・等々

- ・昭和56年6月以降に建った建物であれば、福祉系の事業に活用できるかもしれません。また、それより前の建物でも条件によっては賃貸できる場合があります。
- ・利用希望者とリフォームの費用負担の相談ができます。
- ・荷物整理は遺品整理士等にお任せするなどの方法もあります。

所有者



マッチング

住宅・空家相談窓口

利用希望者



マッチング事例

障がい者  
グループホーム  
木造2階建  
昭和63年築



アトリエ・絵画教室  
木造2階建  
昭和58年築



# 空家等対策事業

空家に関する様々なお悩みについて、各専門家と連携してご相談に応じています。

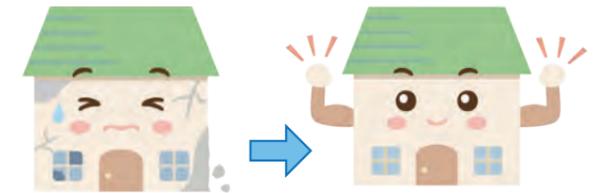
空家の特別措置法をご存知ですか？

空家の管理不全が原因となって被害が生じた場合、責任を問われることがあります・・・適切に管理しましょう。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空家等の適切な管理に努めるよう、所有者等の責任が定められています。そのまま放置し、管理不全空家等・特定空家等と判定されると、区は、助言・指導、勧告等へと段階的に措置を講じます。また、区から勧告を受けると固定資産税等の軽減措置が受けられなくなる可能性があります。

所有者として空家を適切に管理しましょう!!

- ・定期的に状況を確認して手入れをしましょう。
- ・大雨、台風、地震等のあとは、点検を行いましょう。
- ・近隣の方に連絡先を伝え、問題が起きたときは、対応できるようにしましょう。



適切に管理すれば「住まい」だけでなく、様々な形で活用できる可能性があります。

空家総合相談会(専門家によるご相談)

建築、法律、不動産、福祉の各専門家が直接相談に応じる相談会を実施しています。

予約方法 窓口または、電話で事前に予約してください。

日時 毎月第2木曜日  
午後2時～4時10分(1組30分程度)

場所 大田区役所本庁舎等の個室相談室



# 空家の将来について考えましょう!!

(管理不全空家等、特定空家等にならないために)

## 1. 適切に維持管理をする!!

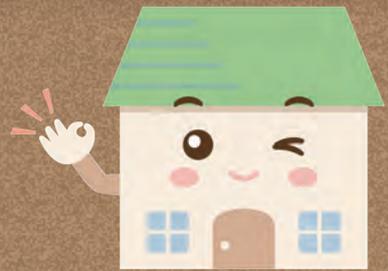
- ・建物の劣化箇所は補修する
- ・樹木が繁茂しないようにする
- ・近隣の方に連絡先を伝えておく
- ・空家を相続したら相続登記をする

## 2. 売る・貸す・活用する!!

- ・建物が傷む前に売却するか貸す
- ・「空家等地域貢献活用事業」を利用する

## 3. 解体する!!

- ・建物を解体して土地を活かす



住宅・空家相談窓口では皆様からの様々なご相談をお受けしております。一人で悩まず、ぜひご相談ください。

新たな選択肢が増えるかもしれません。

必要に応じて協定団体へのご案内もします。

まずは、お電話ください!!

